■第1章 婚姻の成立

17 頁下から2行目~18 頁上から3行目までを下記に改める。

「別表第1・別表第2の事項(旧家事審判法9条1項では、甲類・乙類とされていた。民法以外の法律で審判事項とされているもの、例えば、児福28、生保30、性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律5、厚生年金保険法78条の2なども含む)と、第2編に定める事項である。」

18 頁下から 3 行目「職権調査主義に基づいて行われる(262)」の条文引用を(<u>261</u>, 262) に改める。

■第6章 婚外関係の法的処理

152 頁の〔3〕特別法による保護の6行目「公営住宅の入居資格(公営住宅法23①」を削除する。

■第11章 高齢者への援助

244 頁 10 行目⑤成年後見人・保佐人・補助人の供給源については、その後も、親族以外の者が著しく増加したので、2016 年の統計を紹介する。

親族 28.1% (子 15,2%, 配偶者 2.4%, 兄弟姉妹 3.8%, その他親族 4.7%) 親族以外の第三者 71.9% (弁護士 23.1%, 司法書士 27.1%, 社会福祉士 11.5%など)

■第19章 遺言(1)

379 頁の(2)遺言能力の判定基準の 19 行目 「遺言時と死亡時との時間的関係」→「時間的間隔」

395 頁の〔2〕遺言の解釈の15 行目「民衆47 巻」→「民集47 巻」

■第20章 遺言(2)

409 頁下から 4 行目「C・X各 1/2 の共有とした」→「各 1/4 の共有とした」

■第21章 遺留分(1)

423 頁下から 10 行目「ゴッドフリード・シールマン」→「ゴッ<u>ト</u>フリード・<u>シー</u>マン」